

対馬市環境基本計画素案に対するパブリックコメントの募集結果

1 目 的

パブリックコメントとは、行政が意思決定をする際の政策等を事前に公表し、その案について広く市民からのご意見や情報を募集する者です。今回、「対馬市環境基本計画素案」について、下記のとおり実施しましたところ、次のようなご意見をいただきましたので、回答とともにお知らせします。

2 募集期間

平成25年2月8日（金）～平成25年3月11日（月）

3 意見応募件数

1件

4 意見に対する回答

意 見	回 答
<p>素案42ページ 【施策2-2】 河川の水質浄化活動の推進について</p> <p>河川の水質環境浄化のために市民活動に支援・協力を行うとあるが、その活動は科学的に根拠があるものでなければ支援・協力してはいけない。具体的にはEM菌なるものを使うという活動が一部で行われているが、以下の問題がある。</p> <p>①福島県議会ではEM団子なるものによる水質汚染が具体的に報告されている。</p> <p>②長崎大学では「疑似科学」の問題の中でEM菌なるものの問題が取り上げられている。</p> <p>③長崎県高等学校理科教育研究会ではEM菌などの疑似科学が理科教育に与える問題についての講演が行われている。</p> <p>このように自然科学の専門家が疑問視する活動を対馬市が支援することがないよう（以前市報でEM菌なるものを取り上げたという前例あり）、市民団体の支援に際しては自然科学の専門的知識を持った職員が精査し、間違った活動を行っている団体に対しては科学的見地から是正を求めるなどの対策（計画書への記述）も必要だと思う。</p>	<p>市では、「米のとぎ汁から作るEM発酵液の作り方」などのパンフレットを作成し、河川の汚濁源となる雑排水の河川への流入を減少させるとともに、とぎ汁の活用による生ごみの堆肥化や合成洗剤の使用削減を目的に取り組んでおりますが、河川へのEM投入にあたっては、河川環境が良好な場所に、高濃度のEMを投入することはかえって河川環境に悪影響を及ぼすことも考えられ、審議会においても、EMの河川への直接投入には懐疑的な意見もいただいております。また、河口の船溜まりにEM団子を投入したところ、それまで発生していた泡が見られなくなったなどのご意見もいただいております。EMの活用については、適切な方法と場所で適度な量を使用することが必要であると考えております。</p> <p>市では平成23年度から平成25年度にかけて仁田地区の河川においてEM団子の投入による水質の変化について検証を行っており、この結果等も踏まえてEMの適切な使用方法について、指導を行ってまいりたいと考えておりますので、計画書中、行政の取り組みに「支援・協力」に加え、「指導」を追記いたします。</p>